

令和7年8月豪雨災害で被災された方に対する支援制度について

このたびの豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
今回の災害による被害について、氷川町や関係機関等では次のような生活上の支援を行います。
申込みや相談については、担当課にお問い合わせください。

【令和7年10月1日現在】

No.	種 別	支援メニュー	支 援 内 容	担 当 課
1	証 明 書	罹災証明書 (住家)	住家に係る罹災証明書を発行します。	企画財政課 0965-52-5850
2	証 明 書	被災証明書 (住家以外)	住家以外に係る被災証明書を発行します。 ※被害が分かる写真が必要です。	企画財政課 0965-52-5850
3	免 除	各証明書の交付 手数料の免除	次の証明書等の交付手数料を免除します。 ・印鑑登録証の再交付 ・印鑑登録証明書の交付 ・住民票の写しの交付	町民課 0965-52-5851
4	免 除	マイナンバーカードなどの再交付 手数料の免除	災害によりマイナンバーカードを紛失などした場合の再交付 手数料を免除します。	町民課 0965-52-5851
5	給 付	被災した住宅の 応急修理	災害により住居が準半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力 のない世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行います。 【限度額】（1世帯あたり） ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：739,000 円 ・準半壊：358, 000円 ※罹災証明書の住家の被害程度が「準半壊に至らない(一部損 壊)」の方は対象となりません。	建設下水道課 0965-52-5862
6	貸 与	賃貸型応急住宅 (みなし仮設住 宅)の供与	災害により住居が半壊以上の被害を受け、自らの資力では住 居が確保できない方に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り 上げ家賃無償で提供します。 ※入居人数により家賃に上限があります。 ※光熱水費などは入居者負担です。 ※罹災証明書の住家の被害程度が「準半壊に至らない(一部損 壊)」の方は対象となりません。	建設下水道課 0965-52-5862
7	貸 付	災害援護資金の 貸付	世帯主の負傷または住家・家財に被害があった方に対して 災害援護資金を貸付けます。 ※罹災証明書の住家の被害程度が「準半壊に至らない(一部損 壊)」の方は対象となりません。	福祉課 0965-52-5852
8	生活支援	被災者生活再建 支援金	災害により住宅が全壊するなどの著しい被害を受けた方 に対して、生活再建のための支援金を支給します。 ※罹災証明書の住家の被害程度が「中規模半壊」以上の方が 対象となります。(「半壊」の方でやむを得ない事由により住家 を解体した場合も含む)	福祉課 0965-52-5852
9	生活支援	住宅リフォーム 等促進事業	災害により住居が全壊・半壊・一部損壊などの被害を受けた世 帯に住宅の修繕やリフォームなどの工事費用を補助します。 ※申請には罹災証明書(写し)の添付が必要です。	地域振興課 0965-62-2315
10	生活支援	被災生活家電製 品買替購入費助 成事業	災害により住居が全壊・半壊・一部損壊などの被害を受けた 世帯に、被災した家電製品(冷蔵庫・洗濯機・エアコン)の買替 購入費用を助成します。 ※申請には罹災証明書(写し)の添付が必要です。	地域振興課 0965-62-2315

11	営農支援	営農再生支援	意欲ある経営体が産地維持を図るため、早期営農再開に向けた生産資材等の調達や作物残さの撤去、被災した農業用機械の修繕等の取組みを支援します。	農業振興課 0965-52-5854
12	減 免	下水道使用料の減免	災害により住居が全壊・半壊・一部損壊などの被害を受けた方に対し、下水道使用料を減免します。 ※令和7年9月請求分(令和7年8月使用分)が対象です。	建設下水道課 0965-52-5862
13	減 免	上水道使用料の減免	罹災証明書の交付を受けた方を対象に、上水道使用料を減免します。 ※令和7年9月請求分(令和7年8月使用分)が対象です。	八代生活環境事務組合 0965-62-2049
14	片 付 け	災害ボランティアの派遣	住宅への浸水被害を受けた方を対象に、敷地内や住居内の汚泥の除去や住宅の後片付けなどをボランティアがお手伝いします。	氷川町社会福祉協議会 0965-52-5075
15	災害ごみ	災害ごみ仮置場閉鎖	大雨に伴い発生した災害ごみの仮置場は閉鎖いたしました。	町民課 0965-52-5851

＊この支援制度は、令和7年10月1日時点のもので、今後も随時更新等がある場合は町ホームページなどでお知らせします。